

令和 8 年第 1 回臨時会

(1 月 22 日招集)

# 山都町議会会議録

## 令和8年1月第1回山都町議会臨時会会議録目次

### ○1月22日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第1号 山都町一般職の職員の給与に関する条例及び山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	2
日程第4 議案第2号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第8号）について	5
日程第5 議案第3号 令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について	10
日程第6 議案第4号 令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について	11
日程第7 議案第5号 財産の取得について（防災備蓄品購入）	12
閉会	16

1 月 22 日（木曜日）

令和8年1月第1回山都町議会臨時会会議録

1. 令和8年1月22日午前10時0分招集
2. 令和8年1月22日午前10時0分開会
3. 令和8年1月22日午前10時58分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 議案第1号 山都町一般職の職員の給与に関する条例及び山都町一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部改正について
  - 日程第4 議案第2号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第8号）について
  - 日程第5 議案第3号 令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について
  - 日程第6 議案第4号 令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について
  - 日程第7 議案第5号 財産の取得について（防災備蓄品購入）

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（12名）

1番 梶原甲亮	2番 境公夫	3番 増田公憲
4番 後藤誠輝	5番 東浩昭	6番 坂本幸誠
7番 眞原誠	8番 西田由未子	9番 中村五彦
10番 矢仁田秀典	11番 藤川多美	12番 飯開政俊

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	坂本靖也	副町長	坂本浩
教育長	井手文雄	総務課長	工藤博人
清和支所長	西田法生	蘇陽支所長	村上敬治
会計管理者	嶋田浩幸	企画政策課長	北貴友
税務住民課長	玉目知穂	健康ほけん課長	長崎早智
福祉課長	高野隆也	環境水道課長	有働頼貴
建設課長	西賢	山の都創造課長	菊地勝也
商工観光課長	山下公司	学校教育課長	鈴木保幸
生涯学習課長	平岡哲也	そよう病院事務長	枝尾博文

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名  
議会事務局長 高橋尚孝 外2名
- 

開会・開議 午前10時0分

○議長（飯開政俊君） おはようございます。ただいまから令和8年第1回山都町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（飯開政俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、眞原誠君、8番、西田由未子君を指名します。

---

#### 日程第2 会期決定の件

○議長（飯開政俊君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

---

#### 日程第3 議案第1号 山都町一般職の職員の給与に関する条例及び山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○議長（飯開政俊君） 日程第3、議案第1号「山都町一般職の職員の給与に関する条例及び山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） おはようございます。それでは、説明いたします。

議案第1号、山都町一般職の職員の給与に関する条例及び山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について。

山都町一般職の職員の給与に関する条例及び山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年1月22日提出、山都町長。

提案理由です。令和7年人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与に関する条例及び関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

人事委員会を設置していない本町では、人事院及び熊本県の勧告を参考に適切な対応を行うよう、国から通知がなされており、対応するものです。

今回の改正は、一般職の職員、任期付職員の給与について改正を行うものです。

次のページから条例改正文となります。

第1条及びその次のページの第2条において、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

第3条及び第4条において、山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について。

附則は2条立てとし、次のページの第1条において、施行日及び適用日を規定し、第2条はみなし規定となります。

次のページ、5ページ目を御覧ください。

新旧対照表です。以降、改正条例の条ごとに新旧を示しています。

それでは、議案資料において説明いたしますので、最後のページを御覧ください。

今回の条例案の要旨となります。

今回の改正ポイントは、1点目として、医師の初任給調整手当額の改定や宿日直手当額の変更、また、一般行政職及び医療職の給与を引き上げるもので、令和7年4月1日に遡り適用するものです。

2点目としまして、一般職の職員の令和7年12月支給分の期末手当、勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げ2.35月にして、6月支給分2.3月と合わせて年間4.65月にして、令和7年4月1日に遡り適用し、また、引上げ後の支給率を6月と12月の支給月に一律に均等化する改正を行い、令和8年4月1日から適用するものです。

なお、第3条及び第4条については、任期付職員のうち、特定任期付に該当する者に係る改定を説明しています。

ちなみに特定任期付職員とは、弁護士や公認会計士といった高度の専門的な知識、経験や優れた識見を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるために、選考により任期を定めて採用した職員となりますが、本町にはそのような職員はおらず、説明は省略させていただきます。

表の一番下、附則第2条は、改正前の規定に基づいて支給された給与を給与の内払いとみなす規定です。改正後の規定に基づく給与が本来の給与となり、内払いとして支給されている令和7年4月以降の給与との差額について、2月の給与支給に際し、手当とする予定としております。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（飯開政俊君）** 議案第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、藤川多美君。

**○11番（藤川多美君）** 理由が人事院勧告によるということですが、皆さんも御存じのように、今これはもうニュース等であっておりますので、名前を出させていただきますが、長野県の須坂市では、これはふるさと納税、産地偽装ということで、これが問題になりまして、ふるさと納税の寄附金の収入がやはり停止ということで、減収になるということで、この財政難から人事院勧告を見送るとされました。私たち山都町もそうなんです、同じように2年間の停止をされたところなんです、山都町議会としては、責任があるということで、年前からこの議員の報酬のアップについては、この停止の2年間に行わないということで申合せをしたところでございます。

町長は事あるごとに、会議だったり、御案内があった席上では、冒頭にずっとこのふるさと納税のことについて陳謝をしてこられました。この須坂市によりますと、市長、副市長、それから、担当職員の減給、それから、戒告処分もされております。それから、動物園や各種体育館の使用料等の、これも収入が減ということで、使用料のアップもされておまして、財政難の対応をされてきておるところでございます。

私としては、給与抑制は人材確保の困難や職員の士気低下を招くおそれがあるんじゃないかと。それから、もちろん行政サービスの質に影響があると思われまますので、この給与抑制は適当ではないと思います。が、しかしながら、一方では、返礼品を扱う業者等にすれば、不満もあるのではないかと思います。

そこで、山都町として、このようなよそのですね、この須坂市の対応等も含めて、何らかの対応策というか、議論とか、そういうことでなされた結果のことなのか、いろいろそこら辺ありましたらば、お答えをいただきたいと思ひます。

**○議長（飯開政俊君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。今、議員がおっしゃったとおり、そういうお考えというのは、もっともかと思ひます。

今回、この補正予算を計上する際の検討に当たりまして、実際、一般職であろうとも、給与改定を上げるべきかどうかというのは大分検討いたしました。ただ、先ほど議員がおっしゃったとおり、やっぱり職員採用の面であったり、モチベーションだったり、その点を踏まえると、一般職については、改定をすべきだろうという結論に至ったところです。

よその自治体で、そのほかの使用料だったり、その辺の反映しているところというのも実際あるというのも、お聞きしているんですけども、現状において、山都町においては、そこまでする必要は今ないんじゃないかろうかということで、予算の調整とかもやっているところです。

以上です。

**○議長（飯開政俊君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。ただいま11番議員のほうから御質問がありました、ふるさと納税につきましては、改めまして、本当に2年間の取消しを受けたということにつきまして、この場でおわびを申し上げたいというふうにお思ひしております。

これまでも議会のほうで御説明をしまひましたとおり、今、総務課長からもありましたが、

このふるさと納税につきましては、町といたしましては、現在、第三者調査委員会を設立いたしまして、そこで真相等について、しっかりと検証を進めているところでございます。これにつきましては、早期に委員会からの報告を受け、それを基に、先ほど議会においては、2年間は据置きをするという申合せをされたということでございますが、その報告を受け、私たち、私、町長等の特別職におきましては、しっかりとその内容を踏まえた上で、責任の所在を明らかにしていきたいと思っておりますし、また、職員に関しても、不適切なところがあれば、規定に基づきまして、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

また、財政につきましては、総務課長が申し上げましたとおり、今回のふるさと納税につきましては、町といたしましては、これまでも基金を積み立てて、それを子育て支援等に充ててきております。その基金等がまだ現在もございますので、この2年につきましては、しっかりとそこで手当てはできるということで、これまで同様の住民サービスが行っていただけるというふうに判断しておりますので、特にそれに対する使用料等の変更ということは現在考えておりません。

職員につきましては、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、なかなか今募集をしても採用に至らないというケースが多々ございます。ぜひ職員が、また、今回のことについては、しっかりと職員も自分事として捉え、業務には当たることを徹底させるということで、私のほうからも伝えておりますので、そういったことも含めまして、職員の採用、また、今後のこのモチベーション等も含めまして、給与改定については、御理解いただいて、行っていただければというふうに思います。

重ねてになりますけれども、今後のこのふるさと納税に対する対応については、適切に行ってきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。

**○議長（飯開政俊君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（飯開政俊君）** これで質疑を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（飯開政俊君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号「山都町一般職の職員の給与に関する条例及び山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第4 議案第2号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第8号）について**

**○議長（飯開政俊君）** 日程第4、議案第2号「令和7年度山都町一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、説明いたします。

議案第2号、令和7年度山都町一般会計補正予算（第8号）。

歳出から説明しますので、12ページを御覧ください。

今回は、全体を通しまして、人事院勧告に準じて、2節給料、3節職員手当等、4節共済費について調整を行っていますが、先ほどの議案第1号において、給与改定に係る説明を行っていませんので、これの説明は省略いたします。

15ページを御覧ください。

2款3項戸籍住民登録費です。

1目戸籍住民登録費では、12節において、戸籍附票への旧字及び旧字の振り仮名を追加するためのシステム改修委託料を計上するものです。

4項選挙費です。

5目衆議院議員選挙費では、1節から次のページの13節において、2月8日に予定されます衆議院議員選挙に要する経費を計上するものです。なお、1月初旬の衆議院解散報道を受け、準備や調整に相応の時間を要するポスター掲示場や入場券作成等に係る経費434万円について、至急の対応が必要であるため、予備費充用にて措置しておりますので、この補正予算には計上していません。

21ページを御覧ください。

4款2項清掃費です。

4目災害等廃棄物処理事業費では、昨年8月の豪雨災害時の災害廃棄物仮置場等の設置を行った事業について、補助金額が決定したことを受け、財源組替えを行うものです。

24ページを御覧ください。

7款2項道路橋梁費です。

7目社会資本整備総合交付金事業費では、地方債のメニューの一つであります辺地債を活用し、事業を実施しておりました町道瀬戸福良線改良工事におきまして、全国的に辺地債への要望が多く、国において減額調整が行われたことを受けまして、公共事業等債に組み替えて事業を実施するために、充当率の差分を一般財源化するための財源組替えを行うものです。

次のページを御覧ください。

12目道路メンテナンス事業費では、14節において、トンネル補修工事の入札残を橋梁補修工事に充てて、補助事業を満了するための措置を行うものです。事業内の調整であり、事業費の増減はございません。

29ページを御覧ください。

9款5項保健体育費です。

6目山都町運動公園施設費では、12節において、町のグランドデザインとなる中央グラウンド周辺整備事業、並びに、通潤橋周辺整備事業の完了に伴い、式典を開催するための経費を計上するものです。同日において一体的な開催を予定していることから、6款商工費と分割せず予算措置しております。

13款予備費は調整です。

次のページ、30ページ以降は給与費明細書となります。後ほど御覧ください。

次に、歳入を説明しますので、10ページを御覧ください。

12款1項地方交付税です。

1目地方交付税では、普通交付税額の交付決定後に追加交付を受けましたもののうち、3,620万3,000円を計上するものです。

16款国庫支出金から次のページの23款町債については、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、説明は省略いたします。

続きまして、予算書表紙の次のページを御覧ください。

令和7年度山都町一般会計補正予算。

令和7年度山都町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億3,400万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和8年1月22日提出、山都町長。

よろしく願いいたします。

**○議長（飯開政俊君）** 議案第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、矢仁田秀典君。

**○10番（矢仁田秀典君）** 29ページ、山都町総合運動公園施設費で、ランドデザイン竣工等のイベント実施委託料とありますが、600万、どういう内容で、大体どういう規模で、どういう内容でなさるのかを、できましたら詳しく教えていただきたい。

**○議長（飯開政俊君）** 生涯学習課長、平岡哲也君。

**○生涯学習課長（平岡哲也君）** お答えいたします。これまで町で事業を進めてまいりました山都町ランドデザイン計画に基づくそれぞれの事業につきましては、今年度末で全て完了する予定です。このうちインターチェンジ周辺整備、道の駅整備事業につきましては、令和6年1月に開駅式を執り行っておりますが、通潤橋周辺整備事業、中央グラウンド周辺、運動公園の整備事業につきましては、今年の3月に竣工を迎える予定としております。これらの事業の完了を町内外に周知するために、完成式典とオープニングイベントを開催したいというふうに考えているところです。

現在予定をしている期日としては、4月の29日、昭和の日ということで考えております。来賓をお呼びしての竣工式典を総合体育館のパスレルで、サッカー場やちびっこ運動広場では子どもたちを対象にしたサッカー教室、また、トークショーなどを開催できればというところで考えております。

また、通潤橋前の広場では出店者を募集しての山都町の物産展やマルシェを予定しております。また、このマルシェにつきましては、ふるさと納税の返礼品の事業者をはじめ町の特産品を取り扱われる事業者に広く募集をかけて、出店について呼びかけをしていきたいというふうに考えているところです。

ただ、この全体的な細かい部分につきましては、これからイベントの業者等と、関係者と打合せをしながらということになりますので、現在こちらで考えている申し上げられるところは以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（飯開政俊君）** 10番、矢仁田秀典君。

**○10番（矢仁田秀典君）** 計画は分かります。その規模。竣工式、落成式に何人ぐらいの規模で、人数的にどのくらいで、じゃあ、ちびっこ広場で何人ぐらい、通潤橋前で何人ぐらいを見込んでの600万なのか。

**○議長（飯開政俊君）** 生涯学習課長、平岡哲也君。

**○生涯学習課長（平岡哲也君）** お答えいたします。竣工式典、総合体育館パスレルで行う式典につきましては、大体最大で200人ほどというところで考えています。今後多少の変更は当然あるかと思っております。

それから、運動公園内で行いますサッカークリニック、それから、トークショー、こういったものにつきましては、大体100から200ぐらいの規模で考えておりますが、これにつきましても、募集の関係ですとか、そういったもので当然変わってまいります。

それから、最後に物産展とマルシェの規模としては、新しく今整備中の物産館前のスペースの関係もございまして、こちらとして、今考えているのが、大体テーブルを50台ぐらい置いて、パイン椅子を200脚置くようなイメージなんですけど、人数的な規模につきましては、観光客とかの呼びかけもありますので、何とも言えないんですけど、イメージとしては、テーブルを50置いて、椅子を200置いて、そこに集客するというようなイメージで考えております。そこでマルシェとかをやりたいというようなイメージです。

よろしくお願いいたします。

**○議長（飯開政俊君）** ほかに質疑はありますか。

8番、西田由未子君。

**○8番（西田由未子君）** 選挙費用のことでお尋ねをします。

16ページ……、全体的にですね。すごい急な解散でしたので、職員の皆さん、とっても大変な業務になるかと思えます。それに当たって、職員さんが無理をしないような臨時的な雇用のところはないかと思えますので、それについて御検討されたのかというのが一つ。

それと、医療M a a Sを使った移動式の期日前の取組は前回も大変よかったと思えます。前回

の利用実績と、それから、もっと拡大する予定といたしますか、商業施設だったり、高校に行ってもらうとか、いろいろ拡大の予定があったら、お知らせください。

2点お願いします。

**○議長（飯開政俊君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。2点あったかと思えます。

1点目の臨時的な雇用につきましては、今現状、準備、今段階に入っていますけれども、現状、今の体制で何とかやれるめどが立っておりますので、臨時的な雇用は今のところ予定はしていません。

それと、移動式の期日前投票の件なんですけれども、今、前回の実績辺りは今手持ちにありませんので、人数は控えさせていただきますが、相当やっぱり好評を博しておりました。今後、選挙管理委員会の中で具体的に協議をしていくことになるんですけれども、一応移動式期日前投票は行う予定では考えております。

ただ、今回考えているのが、あまりにも選挙期間が短いもので、周知もなかなか難しいというのもありまして、前回の参議院とか、先般の町議会議員選挙では、矢部、清和、蘇陽地区、それぞれで何か所か開催したんですけれども、日程の関係、周知の関係上、ちょっとそれから絞った形で今回調整させていこうかなということで考えているんですが、それも選挙管理委員会で、委員さんの意見を踏まえた上で調整していくことを予定しております。

以上です。

**○議長（飯開政俊君）** ほかに質疑はありませんか。

7番、眞原誠君。

**○7番（眞原 誠君）** 1点御説明をお願いします。

ページ、29ページですけれども、山都町運動公園の施設費の中の委託料ということなんです、これ委託先について説明をお願いします。

**○議長（飯開政俊君）** 生涯学習課長、平岡哲也君。

**○生涯学習課長（平岡哲也君）** 委託先ということなんです、委託先につきましては、これから見積りの徴収を行います。相手方としては、イベントを取り扱っていらっしゃる関連の業者さんということになります。2月の上旬に契約、そして、事業の着手ができればということで考えております。

以上です。

**○議長（飯開政俊君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（飯開政俊君）** これで質疑を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「令和7年度山都町一般会計補正予算（第8号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第3号 令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（飯開政俊君） 日程第5、議案第3号「令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） おはようございます。

それでは、議案第3号、令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）の説明を申し上げます。

6ページを御覧ください。

補正予算（第4号）の説明書を用いて説明いたします。

収益的収入及び支出。

支出の部です。

1款1項4目総係費につきまして、98万5,000円を補正しております。これは、給与改正に伴い、職員5名分の給与、手当、法定福利費の増額分に係る費用を計上しております。

次に、前に戻っていただき、2ページを御覧ください。

令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和7年度山都町の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度山都町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

支出。

第1款水道事業費用、4億1,966万8,000円、98万5,000円、4億2,065万3,000円。

第1項営業費用、3億9,356万7,000円、98万5,000円、3億9,455万2,000円。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、4,642万6,000円、98万5,000円、4,741万1,000円。

令和8年1月22日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（飯開政俊君） 議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（飯開政俊君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第6 議案第4号 令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について**

**○議長（飯開政俊君）** 日程第6、議案第4号「令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、枝尾博文君。

**○そよう病院事務長（枝尾博文君）** それでは、議案第4号、令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、職員の令和7年度給与改定によるもの及び非常勤医師の増員に伴う給与費の補正によるものです。

6ページを御覧ください。補正予算（第3号）の説明書です。

収益的収入及び支出。

支出の部です。

1款1項1目給与費につきまして、1,340万5,000円を増額補正しております。これは、令和7年度の給与改定における対象となる病院職員65名の令和7年4月から12月の給与引上げ額を遡求し算出した額と、令和8年1月から3月に支給を予定している額を算出した結果、歯科医師、看護師、調理師の給与において不足となる額として、1節職員給469万1,000円を計上しております。また、令和7年度から新たに取り組んでいます小児科、消化器内科、腎臓内科を含めた専門外来における非常勤医師の報酬871万4,000円を計上しているものです。

4ページから5ページは給与費明細書になっております。

前に戻っていただき、2ページを御覧ください。

令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和7年度山都町の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度山都町病院事業会計補正予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順に申し上げます。

第1款病院事業費用、12億7,529万円、1,340万5,000円、12億8,869万5,000円。

第1項医業費用、10億5,741万5,000円、1,340万5,000円、10億7,082万円。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、6億6,867万9,000円、1,340万5,000円、6億8,208万4,000円。

令和8年1月22日提出、山都町長。

以上、よろしくお願いします。

**○議長（飯開政俊君）** 議案第4号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、西田由未子君。

**○8番（西田由未子君）** 6ページの職員給のことですけれども、すいません、聞きそびれたかもしれないので、申し訳ありませんが、歯科医師の先生の給与改定に伴う増額というのはあるんですけど、ほかの先生方のはどうなるのでしょうか。それをお願いします。

**○議長（飯開政俊君）** そよう病院事務長、枝尾博文君。

**○そよう病院事務長（枝尾博文君）** お答えいたします。病院の事業会計上、通常の医科の先生方と歯科の先生方は別枠で予算計上しておりますので、今回の分に関しては歯科医師という形になります。

**○議長（飯開政俊君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（飯開政俊君）** これで質疑を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（飯開政俊君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第5号 財産の取得について（防災備蓄品購入）

**○議長（飯開政俊君）** 日程第7、議案第5号「財産の取得について（防災備蓄品購入）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** 議案の説明の前に、先ほど議案第2号で説明の際に、8番議員から質問がありました移動式期日前の実績について、分かりましたので、説明させていただきます。

前回の町議選のときになるんですけれども、3日間10か所で実施していますが、171名の期日前投票をされています。

以上です。

それでは、説明いたします。

議案第5号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得することとする。

- 1、件名、防災備蓄品購入。
- 2、納入施設、旧御岳小学校・山都町役場蘇陽支所。
- 3、契約金額、2,680万6,274円、税込みです。
- 4、契約相手方、熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘公一。
- 5、契約の方法、条件付一般競争入札。

令和8年1月22日提出、山都町長。

提案理由です。本件の財産を取得するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する動産の買入れに該当し、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料①を御覧ください。物品売買契約概要です。

- 1及び2は省略します。
- 3、入札年月日、令和8年1月13日。
- 4、財源内訳、特定防衛施設周辺整備調整交付金2,680万6,000円、一般財源274円です。
- 5、備品概要、別紙については、後ほど説明いたします。
- 6、入札業者、記載のとおり1社でした。

次のページ、資料②を御覧ください。入札結果です。

1月13日に開札し、予定価格、税抜2,583万4,000円に対して、税抜2,436万9,340円で三輝物産株式会社が落札しております。

次のページ、資料③を御覧ください。物品売買仮契約書の写しです。

- 5番、納入期限は、令和8年3月19日までとしています。
- 7、契約保証金は、268万1,000円です。

上記の物品売買について、発注者と受注者は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和8年1月16日、発注者、山都町長、受注者、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘公一。

次のページは、契約書に示します防災備蓄品リストになります。各物品の仕様・詳細欄に参考品名とありますが、今回の購入品名となります。

次のページ、資料④は位置図であり、各納入施設の位置を示しています。ちなみに、清和支所は保管スペースの確保が難しく、避けております。

次のページ、資料⑤-1を御覧ください。改めて購入する防災備蓄品のリストと配置数等を表で示しております。

主に指定避難所用として供出する備蓄品となり、矢部地区の12施設分を旧御岳小学校に、清和地区及び蘇陽地区の5施設分を蘇陽支所にそれぞれ備蓄する予定です。配分する数量については、

指定避難所の避難者収容人数及び施設数、在庫数等により、数量を算出しています。

- 1、折り畳み式簡易ベッド500台。
- 2、防災備蓄マット500枚。これは簡易ベッドに敷くマットとなります。
- 3、トイレ処理セット。
- 4、パーテーション。着替えとかプライベートな空間が必要な方用に使うこととなります。
- 5、組立て式マルチトイレ10台。多目的トイレがない施設等に使用を予定するものです。そのほか、障害を持たれる方用であったり、トイレの故障時等も考えられるものです。
- 6、発電機8台、及び、7、投光器28台は、自家発電のない施設用となります。
- 8、防災倉庫3棟は、去年8月の豪雨災害による孤立状況を踏まえ、下矢部西部地区の葛原、三ヶ、北川内、全て公民館施設となりますが、その3か所に設置を予定するものです。

次のページ、資料⑤-2は、各購入物品のカタログとなります。数ページありますが、参考までに御覧ください。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

**○議長（飯開政俊君）** 議案第5号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、坂本幸誠君。

**○6番（坂本幸誠君）** 清和・蘇陽地区で書いてありますけれども、これ清和の支所辺りに置く必要はないとですか。

**○議長（飯開政俊君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。先ほど説明しましたとおり、清和支所に今置くスペースがございませんで、ちょっと難しくて、スペースの確保が、ですので、その分は蘇陽支所に置くことにしております。今後、清和支所におけるかどうか、また、今後また調整をしていきたいと思っております。現状ではちょっと難しいということで考えております。

**○議長（飯開政俊君）** ほかに。

8番、西田由未子君。

**○8番（西田由未子君）** 発電機とか投光器については、指定避難所のうち自家発電設備がないところというふうに、14か所分とありますが、今の現有数。だから蘇陽支所とか御岳小に置いとくのではなくって、必要なところに置いておくということにはできないだろうか。でないと、いろんなもの、緊急時に運ばなくてはいけないということになりますので、ぜひそれはもう必要なところに最初から置いとってもらって、そこの方がちゃんと使えるようにしておかないと、宝の持ち腐れになると思います。

これだけ随分充実してきてくださってることには、すごくありがたいと思っています。あとは、保管場所として、いろんなものをたくさん、御岳小に1度だけ行ったことがあるんですけども、換気をきちんとしとかなないといけないものだったりとか、使用期限がある、特に今回の場合のトイレ処理セット、15年あるので、今までのはまだ15年はたっていないかなと思いますけど、そのローテーションがきちんとできるような、考えておられると思いますけれども、すごくたくさん

ものを一遍にあそこに置いてあるから、管理大変だろうと思っております。その辺の御説明をお願いしたいと思います。

**○議長（飯開政俊君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。まず1点目の発電機、投光器あたり、各指定避難所に置いてほしいと、置いたほうがいいんじゃないかというお話なんですけれども、今現地で管理の都合上発電機あたりがやっぱりきちんと、何て言いますか、燃料を入れた状態で、例えば年に1回回すとか、使わないときも管理する必要があるんで、そういう管理の都合のよさもあって、なるべくある程度のところに寄せてしたほうがいいんじゃないかと思うところで、今回、それぞれの場所に置くような形で調整しているんですけれども、それぞれの施設において、そういう管理者の方が、そういう定期的な点検もしていただけるようでしたら、ぜひその場所に置いていくのが、やっぱり適切かと思うところでもありますので、その辺は今後の検討の中で、それぞれの指定避難所の管理人の方とも調整をできればなと考えるところです。

それと、使用期限の関係なんですけれども、確かに今御岳小学校を御覧になったということで、かなり備蓄品がかなり充実しております。御岳小を御覧になって、お分かりになったと思いますけれども、かなり整理して置いてありますので、それと、備蓄品リストについても別途調整して、常時管理できるような形で整理しておりますので、使用期限については、適宜、ローリングストックの観点から使用期限前に、いろんな訓練のときに使用していただいたりとか、出しながら、また、使った分はまた新たに補充購入していくというような形で調整を図っていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（飯開政俊君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、坂本幸誠君。

**○6番（坂本幸誠君）** さっきとの続きですけども、やっぱり清和の人たちからすれば、収納スペースがないけんが、清和にはないというようなことはいかんとやなかろうかと思う。だけん清和にもある程度場所を見つけて置いとかん。それいかんと思いますんで、よろしく願いしときます。

**○議長（飯開政俊君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** 今回はこのような対応としましたけれども、また清和支所のほうとも調整しながら、なるべくそういう形で保管できるように検討していきたいと思っております。

以上です。

**○6番（坂本幸誠君）** なるべくじゃいかんですたい、なるべくじゃ。

**○総務課長（工藤博人君）** 今後検討してまいります。

**○議長（飯開政俊君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、増田公憲君。

**○3番（増田公憲君）** 資料の①の4番の財源内訳についてですが、年間の調整交付金は幾らになるか教えてください。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。調整交付金の額ということで、今回、今年度の交付状況を確認しましたところ、1次と2次で分かれて来ておりまして、1次が3,290万1,000円、2次交付で3,526万円、合計で、一応今のところの現段階では、6,816万1,000円が交付をされているところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） 今回は1社の応札なんですが、条件付で合わなかったから応札がなかったのか、そもそもこの1社の応札のみだったか、お答えください。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。条件付一般競争入札ということで、一応今回条件としてつけてたものが3項目ございまして、まず1点目が、熊本県内に本店または支店、営業所を置く者。2点目が、調達物品仕様を満たすもの、これを納入することができる者。3点目が、過去10年以内に国または地方公共団体との間において、防災備蓄品を目的とした契約で、複数品目の納品について、2件以上確実に履行した実績があること。ただし、町内に事業所を有する者においては条件としないという、3点の条件を付しておりますので、かなり条件としては厳しいものではないと思っておりますので、なぜ1社応札だったかなというのは、私のほうからお答えすることは難しいです。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「財産の取得について（防災備蓄品購入）」は、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第1回山都町議会臨時会を閉会します。

---

閉会 午前10時58分

令和8年1月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第1号	山都町一般職の職員の給与に関する条例及び山都町一般職の 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	1月22日	原案可決
議案第2号	令和7年度山都町一般会計補正予算（第8号）について	1月22日	原案可決
議案第3号	令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について	1月22日	原案可決
議案第4号	令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について	1月22日	原案可決
議案第5号	財産の取得について（防災備蓄品購入）	1月22日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---